○保育の必要性の認定（給付認定）

　　令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となるため、事前にお住まいの市区町村で給付認定を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件は、以下をご覧ください。

手順１　　　　　　　　　手順２　　　　　　　　　手順３　　　　　　　　　手順４

保育の必要性の認定

（必要書類を提出）

施設利用料を

園に支払い

施設利用料の償還を千葉市へ請求

（園経由）

千葉市から保護者

口座に支払い

（3か月ごと）

※　この案内では手順１の手続きについてお知らせしています。手順２以降の手続きについては別途ご案内します。

１　保育の必要性の認定（給付認定）の対象となる方

　保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある児童です。申請にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ、居住していることが条件となります。

保育の必要性の認定は、申請日以降の認定を希望する日から行います。認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。

▽保育することが困難な状況と認定期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 要件 | 認定期間 |
| １．就労 | １か月において、月６４時間以上労働している場合※休憩時間を含めて計算します。なお、通勤時間は除きます。 | 左の状態が継続すると見込まれる期間 |
| ２．妊娠・出産 | 妊娠中であるか又は出産後間もない場合 | 出産予定月とその前後２か月の計５か月 |
| ３．保護者の疾病・障害 | 病気やけが、あるいは心身に障害がある場合　　　　　　 | 左の状態が継続すると見込まれる期間 |
| ４．同居親族等の介護・看護 | その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合 | 左の状態が継続すると見込まれる期間 |
| ５．災害復旧 | 火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧に当たる場合 | 災害復旧が完了すると見込まれる期間 |
| ６．求職中 | 求職活動を継続的に行っている場合 | ３か月（※１） |
| ７．就学・職業訓練 | 学校等に在学又は職業訓練を受けている場合 | 卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末まで |
| ８．育児休業中（※２） | 申請日時点で育児休業を取得している方で、申請日以前から継続して月64時間以上園等を利用している場合 | 育児休業取得対象児が満１歳になる月の月末まで（又は育児休業取得対象児が満１歳になる月よりも前に育児休業が終了する場合には、終了日が属する月の月末まで）例：４月１日が誕生日の児童　⇒　満１歳になるのは３月３１日　⇒　利用期限は３月末まで |

※１　認定期間中に一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。

※２　子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）の記載方法について

申請書裏面の「保育を必要とする事由」の父母それぞれの保育必要事由項目が記載された欄において、育児休業を取得中の保護者について、「その他」にチェックし、その括弧内に「育児休業中」とご記載ください。

【記載例】母が育児休業中の場合

　　　

２　保育の必要性の認定（給付認定）に必要な書類

　千葉市にお住まいの方について、申請には以下の書類が必要となります。必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| □子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法30条の4第2号又は第3号） | □保育の必要性を確認するための書類（１）□その他状況に応じて必要な書類（２） |

（１）保育の必要性を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。

▽事由ごとの必要書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 提出書類 | 備考 |
| １．就労（◆） | 就労されている方 | 就労証明書（★）※新しい様式に変更しています。記入要領がありますので、忘れずに雇用主にお渡しください。 | 雇用主の証明を受けてください。自営業の場合は、以下のものを併せてご提出ください。・自営を証明するもの（営業許可証・開業届等）・収入を証するもの（前年分の確定申告書等） |
| ２．妊娠・出産 | 母子手帳の写し（出産予定児童のもの） | 母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ |
| ３．保護者の疾病・障害 | 疾病の方 | 診断書 | 保育が困難である旨の記載があるもの |
| 障害の方 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し | 該当するもの氏名、障害名及び障害等級がわかるページ |
| ４．同居親族等の介護・看護(◆) | 介護・看護を受ける方の診断書及び介護・看護計画書等 | 診断書…介護・看護が必要である旨を要記載介護・看護計画書等…従事時間がわかるもの |
| ５．災害復旧 | り災証明書 |  |
| ６．求職中 |  | 申請書の「保育を必要とする事由」欄の求職活動に☑をつけてください。なお、求職中の取扱いは国が検討中であり、今後変更される可能性があります。 |
| ７．就学・職業訓練（◆） | 在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可） | ３月に卒業予定の方は４月以降の証明書類も提出してください。 |
| ８．育児休業中 | 就労証明書及び在園証明または利用契約書等 | 就労証明書は、育児休業取得期間の明記が必要です。併せて、申請日以前から園を継続利用していることを証するものを添付してください。 |

１、４、７の事由については、月６４時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★　千葉市所定の様式があります。千葉市のホームページよりダウンロードするか、各園にて入手してご利用ください。

なお、保護者記入欄以外は勤務先から証明していただくものですので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。

（２）その他状況に応じて必要な書類　　▽保護者の状況に応じて、以下の書類が必要な場合があります

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出該当事由 | 提出書類 | 備考 |
| ひとり親家庭 | 児童扶養手当証書、戸籍謄本又は遺族年金証書の写し |  |
| 保護者が離婚調停中等で別居状態 | ・父母の居住状況に係る申立書・調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等 | 離婚調停中等であることを明らかにできる書類 |
| 保護者の内に海外在住者がいる場合 | パスポートの写し |  |

３　保育の必要性の認定（給付認定）の申請方法

　千葉市にお住まいの方について、申請方法は以下のとおりとなります。

保育の必要性の認定は、申請日以降の認定を希望する日から行います。認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。審査の結果については、後日、区こども家庭課から申請者へ通知します。審査結果の通知が届きましたら、利用する施設にご提示ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定が必要な時期 | 申請書の提出先 | 注意事項 |
| 随時入園時 | ①認可外保育施設又は一時預かり事業をご利用の場合、在籍する園の所在する区のこども家庭課②その他事業または市外の施設をご利用の場合は、申請者の居住区のこども家庭課 | 給付認定希望日の前月１０日までを目安にお手続きくださいますようお願いいたします。 |

４　現況届について

　給付認定を受けた方は、年に１度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

＜みなし認定について＞

　保育園利用の申込等で、子どものための教育・保育給付の支給認定証（２号又は３号）の交付を受けた方で、かつ有効期間が失効していない方については、給付認定に係る申請が不要となる場合があります。ご不明な点は各区こども家庭課へご相談ください。

＜給付認定後に家庭の状況に変化があった場合＞

　給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、各区こども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ変更届及び必要書類の提出等をお願いいたします。

　なお、詳細については、幼保運営課または各区こども家庭課へご確認ください。

**各区こども家庭課問い合わせ先・提出先**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **中央保健福祉センター****こども家庭課**〒２６０－８５１１中央区中央４－５－１☎043（221）2172 | **花見川保健福祉センター****こども家庭課**〒２６２－８５１０花見川区瑞穂１－１☎043（275）6421 | **稲毛保健福祉センター****こども家庭課**〒２６３－８５５０稲毛区穴川4-12-4☎043（284）6137 | **若葉保健福祉センター****こども家庭課**〒２６４－８５５０若葉区貝塚2－19－1☎043（233）8150 | **緑保健福祉センター****こども家庭課**〒２６６－８５５０緑区鎌取町２２６－１☎043（292）8137 | **美浜保健福祉センター****こども家庭課**〒２６１－８５８１美浜区真砂5－15－2☎043（270）3150 |